

安城市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

安城市長 三星元人

安城市規則第94号

安城市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

安城市建築基準法施行細則（昭和58年安城市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第3号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。